昭和三十七年大蔵省令第三十一号

国税徴収法施行規則

国税徴収法施行令第七十条の規定に基づき、国税徴収法施行規則(昭和三十四年大蔵省令第九十号)の全部を改正する省令を次のように定める。

(滞納処分費の納付の手続)

- 第一条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号。以下「法」という。)第二条第六号(定義)に規定する納税者は、国税徴収法施行令(昭和三十四年政令第三百二十九号。以下「令」という。)第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)に規定する納入告知書の送達を受けたときは、金銭に納入告知書を添えて納付しなければならない。 (暴力団員等に該当しないこと等の陳述)
- 第一条の二 公売不動産(法第九十九条の二(暴力団員等に該当しないこと等の陳述)に規定する公売不動産をいう。以下この条並びに第 一条の四第一項及び第二項(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合)において同じ。)の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。)をしようと する者は、次に掲げる事項を記載した陳述書を国税局長、税務署長又は税関長に提出しなければならない。
 - 一 公売不動産の入札等をしようとする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - 二 公売不動産の入札等をしようとする者が個人であるときは、その生年月日及び性別
 - 三 公売不動産の入札等をしようとする者が法人であるときは、その役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
 - 四 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が個人であるときは、その氏名、住所又は 居所、生年月日及び性別
 - 五 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者がある場合であつて、その者が法人であるときは、その名称及び住所並 びにその役員の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
 - 六 公売不動産の入札等をしようとする者(その者が法人である場合には、その役員)及び自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等(法第九十九条の二第一号に規定する暴力団員等をいう。第一条の四第三項において同じ。)に該当しないこと。
 - 七 その他参考となるべき事項
- 2 公売不動産の入札等をしようとする者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める書類の写しを国税局長、税務署長又は税関長に提出するものとする。
- 一 公売不動産の入札等をしようとする者が、指定許認可等(第一条の四第三項に規定する指定許認可等をいう。以下この項において同じ。)を受けて事業を行つている者である場合 その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類
- 二 自己の計算において公売不動産の入札等をさせようとする者が、指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合 その者が当該指定許認可等を受けていることを証する書類

(公売保証金に係る契約の要件)

第一条の三 法第百条第一項第二号(公売保証金)に規定する財務省令で定める要件は、期限を定めず入札者等(同項に規定する入札者等をいう。)に係る公売保証金に相当する現金を国税局長、税務署長又は税関長の催告により保証銀行等(同号に規定する保証銀行等をいう。)が納付することを約する契約であることとする。

(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合)

- 第一条の四 法第百六条の二第一項ただし書(調査の嘱託)に規定する財務省令で定める場合は、公売不動産の最高価申込者等(法第百条 第六項第一号(公売保証金)に規定する最高価申込者等をいう。次項において同じ。)が、指定許認可等を受けて事業を行つている者で ある場合とする。
- 2 法第百六条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が、指定許認可等を受けて事業を行つている者である場合とする。
- 3 前二項に規定する指定許認可等とは、許認可等(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第三号(定義)に規定する許認可等をいう。以下この項において同じ。)であつて、当該許認可等を受けようとする者(その者が法人である場合には、その役員)が暴力団員等に該当しないことが同条第一号に規定する法令において当該許認可等の要件とされているもののうち国税庁長官が指定するものをいう。
- 4 国税庁長官は、前項の指定をしたときは、これを告示する。

(随意契約により不動産を売却する場合における公売の規定の準用)

- 第一条の五 第一条の二 (暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定は、法第百九条第四項 (随意契約による売却)において準用する 法第九十九条の二 (暴力団員等に該当しないこと等の陳述)の規定により財務省令で定めるところにより陳述する場合について準用する。この場合において、第一条の二第一項中「の入札等(法第七十九条第二項第三号(差押えの解除の要件)に規定する入札等をいう。以下この条及び第一条の四第二項において同じ。)をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号から第三号までの規定中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第四号及び第五号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第六号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同項第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、同項第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」とあるのとする。
- 2 第一条の四(最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情がある場合)の規定は、法第百九条第四項において準用する 法第百六条の二第一項ただし書及び第二項ただし書(調査の嘱託)に規定する財務省令で定める場合について準用する。この場合におい て、第一条の四第二項中「の入札等をさせた者」とあるのは、「を随意契約により買い受けさせようとした者」と読み替えるものとする。 (不動産の売却決定期日)
- 第一条の六 法第百十三条第一項(不動産等の売却決定)に規定する財務省令で定める日は、第一号に掲げる日から第二号に掲げる日までの期間内で国税局長、税務署長又は税関長が指定する日(法第百六条の二(調査の嘱託)(法第百九条第四項(随意契約による売却)において準用する場合を含む。)の規定により調査を嘱託した場合であつて、同日までにその結果が明らかでないときは、その結果が明らかになった日)とする。
 - 一 公売期日等(法第百十一条(動産等の売却決定)に規定する公売期日等をいう。次号において同じ。)から起算して七日を経過した 日
 - 二 公売期日等から起算して二十一日を経過した日

(身分証明書の交付等)

- 第二条 国税局長、税務署長又は税関長は、法第五章第六節第二款(財産の調査)の規定により質問、検査又は捜索をする徴収職員に、法 第百四十七条第一項(身分証明書の呈示等)の身分証明書を交付しなければならない。
- 2 国税局長、税務署長又は税関長は、国税を収納する職員に、国税収納官吏章を交付しなければならない。
- 3 国税局長、税務署長又は税関長は、国税の徴収に関する処分又は滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する職員に、歳入歳出外現金出納官吏章を交付しなければならない。
- 4 前二項に規定する職員は、国税を収納する場合又は国税の徴収に関する処分若しくは滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する場合に おいて、その納付する者の請求があつたときは、国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章を呈示しなければならない。 (書式)
- **第三条** 法又はこの省令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲 げる書式に定めるところによる。

りる音科に比めるところによる。	
法第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の納付通知書及び法第二十四条第二項前段(譲渡担保権者の物的納税責	別紙第一号書式
任の告知)の書面	
法第三十二条第二項の納付催告書	別紙第二号書式
法第五十四条(差押調書)の差押調書	別紙第三号書式
法第六十二条第一項(債権の差押えの手続)及び法第六十二条の二第一項(電子記録債権の差押えの手続)の債権差押	別紙第四号書式
通知書 (第三債務者に対するもの)	
法第六十二条の二第一項の債権差押通知書 (電子債権記録機関に対するもの)	別紙第四号の二書式
法第六十八条第一項(不動産の差押えの手続)(法第七十条第一項(船舶又は航空機の差押えの手続についての準用規	別紙第五号書式
定) 又は法第七十一条第一項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押えの手続についての準用規定)において準用する	
場合を含む。)及び法第七十二条第一項(特許権等の差押えの手続)の差押書	
法第七十三条第一項(電話加入権等の差押えの手続)の差押通知書	別紙第六号書式
法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押えの手続)の差押通知書(発行者に対するもの)	別紙第六号の二書式
法第七十三条の二第一項の差押通知書 (振替機関等に対するもの)	別紙第六号の三書式
法第八十二条第一項(交付要求の手続)の交付要求書	別紙第七号書式
法第八十六条第一項(参加差押の手続)の参加差押書	別紙第八号書式
法第百十八条(売却決定通知書の交付)の売却決定通知書	別紙第九号書式
法第百三十一条(配当計算書)の配当計算書	別紙第十号書式
法第百四十六条第一項(捜索調書の作成)の捜索調書	別紙第十一号書式
法第百四十七条第一項(身分証明書の呈示)の身分証明書並びに前条第二項(身分証明書の交付等)の国税収納官吏章	別紙第十二号書式
及び同条第三項の歳入歳出外現金出納官吏章	

- 2 法第六十七条第四項(差し押えた債権の取立て)において準用する国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十五条第二項(納付受託証書の交付)の納付受託証書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則(昭和三十七年大蔵省令第二十八号)別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。
- 3 令第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)の納入告知書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則別紙第二号書式又は第二号の二書式にこれらの書式中「納税告知書」を「納入告知書」とすることその他所要の調整を加えたものによる。

附則

- 1 この省令は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第六十七号)の施行の日から施行する。
- 2 この省令による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (昭和四〇年八月一三日大蔵省令第四九号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三一日大蔵省令第一七号) 抄

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年一月一八日大蔵省令第一号)

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二九日財務省令第二一号)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成一四年一二月二七日財務省令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年一月六日から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日財務省令第三六号)

- 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成一九年三月三〇日財務省令第一八号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則 (平成二〇年一一月二六日財務省令第六九号)

この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成 二十一年一月五日)から施行する。

(経過措置)

第二条 第五条の規定による改正前の国税徴収法施行規則に定める書式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成三〇年三月三一日財務省令第二四号)

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日財務省令第一三号)

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日財務省令第二〇号) 抄

(施行期日)

l この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日財務省令第二〇号)

(施行期日)

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。 別紙第1号書式

別紙第1号書式

納 付 诵 知 書 第二次納税義務者 年 月 日 税務署長 所 名印 氏名又は名称 殿 官 氏 あなたは、下記法律の規定により、下記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき、下記金額の第二次納税義務を負うことと

あなたは、下記法律の規定により、下記納税者の滞納国税及び滞納処分費につき、下記金額の第二次納税義務を負うこととなりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

納税者	住	所									氏名	占又	は称							
滞	年	度	税	Ш	納	期限	本	税	加賀	1 税	加	算	税	延滞税	利	子 税	滞締	纳処分費	備	考
納								円		円			円	法律による金 額 円		F	円法律 額	による金円		
玉														"				"		
税														"				"		
等														"				"		
			納国税 納付す			分費に	つき、る	うなた か	ぶ第二次	に納										円
納付の	期限					年		月		Ħ	納付	寸場	所	日本銀行の活		支店、	代理/	古若しくに	は歳入	代理
あな7 の規2		の第	二次納	税義務	を課	される	ことの	根拠と	なる法	律				国税徴収法	第	条	第	項		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 居所、事務所又は事業所が用いられている場合には、当該居所、事務所又は事業所を住所欄に記載するものとする。
- 3 窓付き封筒を用いる場合には、あて先欄は、日本産業規格に適合するように位置及び大きさを定めるものと する。
- 4 必要があるときは、所要の事項を付記し、又は納付場所の記載を変更することができる。
- 5 国税局又は税関において発行する場合には、この書式中「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ 「国税局長」若しくは「国税局」又は「税関長」若しくは「税関」とする。
- 6 法第24条第2項前段の書面については、この書式中「納付通知書」を「譲渡担保権者に対する告知書」とすることその他所要の調整を加えた書式によるものとする。

別紙第2号書式

別紙第2号書式

納付催告書 あなたにまえに納付通知をした第二次納税義務に係る国税が下 第二次納税義務者 記のとおり滞納となつています。納付書で、日本銀行(本店、支店、 代理店若しくは歳入代理店) 又は当税務署に、至急納付して下さい。 所 所 氏名又は名称 第 氏名又は 名 称 納付催告書発付 年 月 日 上記納税者に係る第二次納税義務者 円 としてあなたが納付すべき滞納金額 税務署長 官 氏 名印 ◎納付書は、収納機関の窓口に備えてあります。

備考

第1号書式備考1から5までは、この書式について準用する。

別紙第3号書式

別紙第3号書式

差 押 調 書

年 月 日

税務署

官 氏 名印

下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産を差し押えましたので、国税徴収法第54条の規定により、この調書を作ります。

滞納者	住	所									氏名は名	又 称					
	年	度	税	目	納	期限	本	税	加拿	章 税	加	算 税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考
滞納								円		円		Р	日 法律による金 額 円	円	法律による金 額 円		
国													"		"		
税等													"		"		
,													"		"		
差押財産	(名:	称、数	女量、性	上質及	び所名	E)											

備考

- 1 第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。
- 2 第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、法第24条第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合又は法第159条第1項若しくは国税通則法第38条第3項の規定により差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えることができる。
- 3 法第65条(法第73条第5項において準用する場合を含む。)の規定による証書の取上げに際し、令第28条第2項の規定の適用を受けて差押調書を作成する場合には、その証書の名称その他必要な事項を「差押財産」欄に附記するものとする。
- 4 法第146条第3項の規定の適用がある場合又は差押財産を滞納者若しくは第三者に保管させる場合には、この書式に定める事項のほか、捜索及び立会いに関する事項又は差押財産の保管に関する事項を記載することその他所要の調整を加えることができる。

別紙第4号書式

別紙第4号書式

				債	権	差	押	通	知				
第三	債務者			良	TE	圧	3.1.	\tag{m}	ΛF	· =		年 月	目
住	所										税務署		
氏名	又は名利	尓	殿									官氏	名印
差押	債権は、	下記の	履行期队	分費を徴収す 見までに当移 は、債権者に	税署に支	払つて	下さい	١,		きす。			
滞納者 【債権】 者	住 所							氏名又 は名称					
滞	年 度	税	目	納期限	本 税	加	算 税	加算	税	延滞税	利 子 税	滞納処分費	備考
納					F	Э	円		円	法律による金 額 円	円	法律による金 額 円	
国										"		II.	
税										"		"	
等										"		"	
差押債権	(種類及	' び額)				ı		1		1		1	1
履	行 期	限											

備考

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

別紙第4号の2書式

別紙第4号の2書式

				債	権	差	押	通	知	書								
電子	·債権記録	幾関										年		月	日			
所	在								税	務	署							
名	称		展	<u>几</u>									官		氏	名		Œ
			処分費を徴収 甲電子記録債										0					_
滞納者	住 所							氏名	名又は 称									
	年 度	税目	納期限	本	税	加質	章 税	加	算 税	延	滞税	利	子 税	滞納	内処分費	備	考	
滞					円		円		F.	法律に	よる金額		Р	法律	こよる金額	į D		1
納										-	[7]					7		=
玉											"				"			
税											,,				,,			
等																-		-
											"				"			
差 課 電 子	(種	類及び額)															

備考

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

別紙第5号書式

別紙第5号書式

				<u></u>		——— 押		書			
滞納者				~	_	* '				年 月	日
住 所									税務署		
氏名又	は名称		殿							官 氏	名印
下記の	滞納国税	及び滞績	納処を	う費を徴収す	├るため、ヿ	下記の財産を	と差し押える	きす。			
滞納者	住 所						氏名又 は名称				
滞	年 度	税	目	納期限	本 税	加算税	加算税	延滞税	利 子 税	滞納処分費	備考
納					円	円	円	法律による金 額 円	円	法律による金 額 円	
国								"		"	
税								"		"	
等								"		"	
差											
押	(h #	W =	55.77	, no-r-d-)							
財	(名称、	数量、性	質及で	ブ所在)							
産											

備考

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

別紙第6号書式

別紙第6号書式

							差		押	通	知		書			
第三億		·等												A)(74 D	年 月	日
住列		T.L.		en.										税務署		<i>h</i> 🖨
氏名又	くは名	仦		殿											官氏	名印
下記の	つ滞納	国税	及び潜	帯納処	分費	を徴収	するた	め、	下記(の財産	を差し	甲え	ます。			
滞納者(権利)者	住	所									氏名又 は名称					
滞	年	度	税	田	納	期限	本	税	加	算 税	加算		延滞税	利 子 税	滞納処分費	
納								円		円		円	法律による金 額 円	円	法律による金 額 円	
国													"		n,	
税													"		n,	
等													"		II.	
差																
押																
財	(名和	你、 费	大量、性	生質及で	び所存	王)										
産																

備考

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

別紙第6号の2書式

別紙第6号の2書式

発	1丁	有						-	平 月	Ħ		
所 :	在	地					税務	署 署				
名		称			殿				官	氏	名	(EII)
差押	振替	社債等	等について?		幸をする場合	合には、当移	終署に対し	をし押さえま [、] して履行して -。				
滞納者	住	所					氏名又は 名 称					
NH+	年	度	税目	納期限	本 税	加算税	加算税	延滞税	利 子 税	滞納処分費	備	考
滞納					F	l H	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円		
玉								"		II.		
税								11		"		
等												

差 押 通 知 書

備考

差押振替

(種類及び額又は数)

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

別紙第6号の3書式

別紙第6号の3書式

							差	押	通	知	書										
振替	機関	等													年		月		日		
	在	地								ŧ	兑	務	5	署							
名		称				殿										官		氏	名	7	
					心分費を徴収 甲振替社債等											めで	す。				
滞納者	住	所								氏:	名又に 移										
滞	年	度	税	目	納期限	本	税	加第	〔 税	加	算 稅	i.	延光	帯 税	利	子	税	滞納如	心分費	備	考
納							円		円			円法	律に。	よる金額 円			円	法律に。	よる金額 円		
玉													,	ı				J	ı		
税													,	ı				,	J		
等													,	J				J	J		
差 押 振 替	(種類	真及び	※額 ②	又は数)	1				I		ı			I					<u> </u>	

備 老

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

別紙第7号書式

別紙第7号書式

交 付 要 求 書

要求先の執行機関 年

税務署長

所在地

名 称 殿 官 氏 名印

月

下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、国税徴収法第82条第1項の規定により、交付要求 をします。

滞納者	住	所								氏名又 は名称					
滞	年	度	税	Ш	納期限	本	税	加算利	Ź	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備	考
納							円		円	円	法律による金額円	円	法律による金額円		
玉											"		"		
税											"		II.		
等											JJ		IJ		
交に産 付係 要る 求財	(名称	尔、数	、量、性	質及び	ド所在)				•						

備考

- 1 第1号書式備考1から5までは、この書式について準用する。
- 2 交付要求に係る強制換価手続が滞納処分以外の手続である場合には、その手続に係る事件の表示を記載する ことその他所要の調整を加えるものとする。
- 3 滞納者の不動産(換価執行決定(法第89条の2第1項に規定する換価執行決定をいう。以下同じ。)がされ たものに限る。) につき滞納処分が行われた場合において、交付要求をするときは、この書式中「執行機関」 とあるのは、「換価執行決定をした行政機関等」とする。
- 4 第二次納税義務者若しくは保証人として納付すべき国税又は法第24条第1項の規定により徴収する国税に ついて交付要求をする場合には、必要な事項について所要の調整を加えることができる。
- 5 法第22条第5項の規定により交付要求をする場合には、同条第1項の規定により徴収しようとする金額、 同項に規定する質権者又は抵当権者の住所及び氏名又は名称並びに同条第5項の規定により交付要求をする 旨を記載することその他所要の調整を加えることができる。
- 6 5は、法第23条第3項において準用する法第22条第5項の規定による交付要求をする場合について準用す る。
- 7 法第159条第9項(国税通則法第38条第4項において準用する場合を含む。)の規定により交付要求をする 場合には、その旨を記載することその他所要の調整を加えることができる。

別紙第8号書式

別紙第8号書式

参 加 差 押 書

参加差押先の執行機関 年 月 日

所在地 税務署長

名 称 殿 官 氏 名印 下記の滞納国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、国税徴収法第86条第1項の規定により、参加差

滞納者	住	所								比名又は名称						
滞	年	度	税	Ш	納期限	本	税	加算	税	加算	税	延滞税	利 子 税	滞納処分費	備	考
納							円		円		円	法律による金額円	円	法律による金額円		
玉												"		"		
税												"		"		
等												"		"		
参財産	(名和	弥、 数	〔量、性質	質及び	ド所在)											

備考

第1号書式備考1から5まで並びに第7号書式備考3、4及び7は、この書式について準用する。

別紙第9号書式

別紙第9号書式

					売	去	J	決	定	通	知	書				
買受人														年	月	日
住 所													税務署			
氏名又に	は名称		殿											官氏	3	名印
下記の。	とおり、	換価則	才産のラ	 起却決	定をし	ました	٤.									
滞納者	住 所									氏名 は名						
		名	称、	性	質	及	び	所	在			数	量	売 担	印 佃	額
売																
却																
l																
た																
財																
産																
t																
代金納	付年月日							年	月		日			I		

備考

- 1 第1号書式備考1から3まで及び5は、この書式について準用する。
- 2 換価財産の種類に応じ必要があるときは、記載事項について所要の調整を加えることができる。

別紙第10号書式

別紙第 10 号書式

				配	当	計	算	書								
													年	月	日	
											税務	署長 官	氏		名印	j
			奥価代金等につい よりましたので、										に記	載の	とおり) 酉
滞納	者	住所					氏名又は 名 称									
	•	-	換 価 財 産 等 <i>0</i>	2 名称、	数量、	性質	及び彦	在			ব	È			額	Ę
受																
入																
	債権	者の住所	及び氏名又は名称	税系	税務署長が確認した債権額					配	当	金	額	,	備	考
支							Р]						円		
-																
払																
F																
						杨龙	五代金	期	В			年		月		日
残余	金					144 11	III 1 (747									

備考

第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。

別紙第11号書式

別紙第 11 号書式

捜索調書

年 月 日

税務署

官 氏 名印

下記の滞納国税及び滞納処分費につき滞納処分のため、下記のとおり捜索しましたので、国税徴収法第 146 条第 1 項の規定により、この調書を作ります。

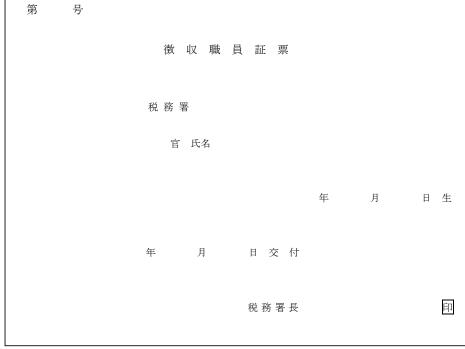
滞納者	住	所									氏名又 は名称									
滞	年	度	税	目	納期限	本	税	加:	算 税	加算	税	延滞税	利 子 税	滞納処分費	備	考				
納							田		円		円	法律による金額円	F	法律による金円						
国												11		JJ						
税												"		"						
等												"		"						
搜索	捜索した日時			年 月		日 午前		B	時 から午		時	きで								
備		考																		
(立会)	の署	名)																		

備考

- 1 第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について準用する。
- 2 令第52条第1項ただし書の規定に該当する場合には、「滞納国税等」欄を省略することができる。
- 3 必要があるときは、この書式に定める事項のほか、差押財産の保管に関する事項を記載することその他所要の調整を加えることができる。

別紙第12号書式

別紙第 12 号書式



備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙とする。
- 2 国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章については、上記書式中「徴収職員証票」とあるのは「国税収納官吏章」又は「歳入歳出外現金出納官吏章」とする。
- 3 徴収職員証票の交付を受ける職員が、国税収納官吏又は歳入歳出現金出納官吏である ときは、上記書式中「徴収職員証票」の下に「国税収納官吏章」又は「歳入歳出外現金 出納官吏章」と並記することにより、国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章に 代えることができる。
- 4 第1号書式備考5は、この書式について準用する。